

別表第1

区分	着陸料等の額
着陸料	1 ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる額の合計額とする。 (1) 航空機の最大離陸重量をそれぞれ次のアからエまでに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円 イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円 ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円 エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円 (2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPNデシベル未満の端数があるときは、これを1EPNデシベルとして計算する。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た額 2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次の(1)及び(2)の航空機の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額とする。 (1) 最大離陸重量が6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円 (2) 最大離陸重量が6トンを超える航空機については、当該重量をそれぞれ次のア及びイに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円 イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円

停留料	6時間以上停留する航空機について、停留時間24時間(24時間未満の端数があるときは、これを24時間として計算する。)ごとに、次の1及び2の航空機の区分に応じ、それぞれ1及び2に定める額とする。 1 最大離陸重量が23トン以下の航空機については、当該重量をそれぞれ次の(1)から(3)までに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 (1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円 (2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円 (3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円 2 最大離陸重量が23トンを超える航空機については、当該重量をそれぞれ次の(1)から(3)までに区分して順次に各料金率を適用して計算して得た額の合計額 (1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円 (2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円 (3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円
注 1 航空機の最大離陸重量に1トン未満の端数があるときは、これを1トンとして計算する。 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた課税資産の譲渡等に係る航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料等の額にそれぞれ消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）に相当する額を加算して得た額を着陸料等の額とする。 3 着陸料等の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

別表第2

浄化槽使用料の額
浄化槽使用者が排除した汚水の量1立方メートルにつき250円とする。
注 1 浄化槽使用者が排除した汚水の量は、富士山静岡空港株式会社が認定した水道の使用水量とする。この場合において、水道の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを1立方メートルとして計算する。 2 浄化槽使用料の額にそれぞれ消費税等に相当する額を加算して得た額を浄化槽使用料の額とする。

別表第3

航空機給油施設使用料の額
航空機給油施設から搬出する航空機燃料1リットルにつき1円67銭とする。
注 1 航空機給油施設から搬出する航空機燃料の量に1リットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 2 消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた課税資産の譲渡等に係る航空機燃料以外にあっては、当該航空機給油施設使用料の額に消費税等に相当する額を加算して得た額を航空機給油施設使用料の額とする。 3 航空機給油施設使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第 4（グラウンドハンドリング事業）

	業務の内容	種別
1	航空機をエプロンの所定の停止位置に誘導し、又は車両やその他の機材を用いて牽引し、若しくは押し出す業務	航空機誘導・牽引・推進業務
2	航空機の燃料タンクに航空機の燃料を充填し、又は航空機の燃料タンクから航空機の燃料を抜き取る業務	給油関係業務
3	航空機の発動機に圧縮した空気を外部から供給する業務	圧縮空気供給業務
4	航空機に付着した雪氷を除去し、又は航空機への雪氷の付着を予防するため航空機に薬剤を散布する業務	防除雪氷業務
5	空港等内の電気設備又は車両若しくはその他の機材により航空機に動力源として用いるための電気を供給する業務	電力供給業務
6	航空機内に温度が調節された空気を外部から供給する業務	冷暖房供給業務
7	機内食、飲料その他の客室内で使用する物品を航空機に積み込み、又は航空機から取り降ろす業務	機内食等物品の積み込み・取降し業務
8	航空機のタンクに航空機内で使用する水を供給若しくは排水する業務又は汚水を処理に関する業務	給排水・汚水処理業務
9	航空機の機体を洗浄する業務	機体洗浄業務
10	航空機の航行に伴い生ずる廃棄物を航空機から取り降ろし、又は航空機内を清掃する業務	機内清掃業務
11	航空旅客取扱施設において航空機の搭乗券の発行その他の搭乗のための役務を提供する業務	旅客搭乗手続業務
12	航空旅客取扱施設と航空機との間で旅客を輸送する業務	旅客輸送業務
13	旅客搭乗橋又は旅客搭乗車の航空機への接続その他の旅客の航空機への搭乗又は航空機からの降機を支援する業務（保安検査を除く。）	旅客誘導業務
14	預入手荷物又は貨物について、旅客、荷主又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から受け取り、若しくは旅客等に引き渡す業務	手荷物・貨物等取扱業務
15	航空旅客取扱施設又は航空貨物取扱施設と航空機との間で手荷物又は貨物を運搬し、航空機に積み込み、又は航空機から取り降ろす業務	貨物等運搬・搭降載業務
16	積載物の重量、重心位置、重量分布の算出・決定及び搭載計画の指示並びに関係者への通知等に関する業務	重量重心管理業務
17	前各号のほか、航空機の安全かつ円滑な運航の確保を図るため、空港において旅客、手荷物、貨物又は航空機について地上で行う業務	その他業務